仕　様　書

１　修　繕　名　称　　既存照明器具ＬＥＤ化修繕
２　数　　量　　３６台
３　修　繕　場　所　　秋田県立角館高等学校駒草キャンパス体育館（定時制）
（仙北市角館町小館７７－２）
４　対象室及び対象箇所　　別添「校舎平面図」のとおり
５　期　　限　　令和９年１月２９日（金）
６　修　繕　内　容
（１）　対象照明器具の既存蛍光ランプ等の取り外し
（２）　内部修繕式足場の設置および撤去
（３）高天井ＬＥＤランプに管球交換するため、照明器具内安定器のバイパス配線作業及び安定器の取り外し
（４）高天井ＬＥＤランプの取付
（５）点灯の確認

７　ＬＥＤ電球仕様
（１）品　名　　高天井ＬＥＤランプ
（２）個　数　　３６個
（３）形　式　　水銀灯４００W相当
（４）口　金　　Ｅ３９
（５）定格消費電力　　２５０W以下
（６）全光速　　１３０００m以上
（７）光源色　　昼白色
（８）寿　命　　５００００時間以上
（９）電源　　電源内蔵

８　特記事項
（１）　既存照明器具に高天井ＬＥＤランプを管球交換するために必要な照明器具の修繕であることから、既存照明器具の仕様により、安定器のバイパス配線以外の修繕が必要となる場合は、当該修繕を含むものとする。
（２）　高所作業となるため、内部移動式足場を使用し、落下防止など作業の安全に万全を期すこと。
（３）照明器具内安定器のバイパス配線は、口金直接給電の高天井ＬＥＤランプに対応できるようにするものとする。
（４）高天井ランプについて、昇降式器具へのＬＥＤ化はメーカーの推奨外の仕様となるため、施工完了後の経年劣化等に伴う落下や動作不良について、受注者はその補償義務を負わないものとする。（ただし、施工不良に起因するものは除く。）
（５）前項について、受注者は可能な限りの安全策を施すものとする。
（６）安定器は、照明器具から取り外し発注者へ引き渡しするものとする。
（７）高天井ランプ及び修繕に必要な消耗部材は受注者の負担とする。また、取り外した水銀灯は発注者に引き渡す。
（８）作業期間及び作業時間は着手前に協議するものとするが、授業や学校行事等の対応のため、変更する場合がある。

（９）作業期間中は、学校内の安全に配慮し、特に児童生徒、職員及び来校者等の安全に留意すること。また、校内の他の施設設備に影響を及ぼさないようにすること。
（１０）既存照明器具の状況により、今回の修繕内容によっても管球交換ができない箇所が発生した場合は、発注者と受注者で協議する場合がある。
（１１）検査は、発注者、受注者、双方立ち会いのもと点灯確認したうえで完了とする。
（１２）本修繕の補償期間は引き渡し後１年とする。保証期間内に機器の不良や施工不良による不具合が生じた場合、ランプ等の交換に係る一切の費用弁償（足場等の設置を含む）は受注者の負担にて速やかに修繕を行うこと。